

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の四第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の一・九」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の六」を「百分の三・六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の三・六」に改める。

附則第十一条の二第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第三十二条の八第一項第一号」を「同号」に、「においては」を「には」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

附則第十八条中「においては」を「には」に改め、同条第五号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(次条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第二項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第三項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第四項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十八条の四第一項第二号中「附則第十八条第一項第二号」を「附則第十八条第二号」に改め、同項第四号中「附則第十八条第一項第四号」を「附則第十八条第四号」に改め、同項第六号中「附則第十八条第一項第五号イ」を「附則第十八条第五号イ」に改め、同項第七号中「附則第十八条第一項第五号ハ」を「附則第十八条第五号ニ」に改め、同条第二項第三号中「附則第十八条の二第二項第三号ハ又はニ」を「附則第十八条の二第二項第三号ニ又はホ」に改め、同条第二項第三号中「附則第十八条の二第三項第二号ハ又はニ」を「附則第十八条の二第三項第二号ニ又はホ」に改め、同条第四項第三号中「附則第十八条の二第四項第二号ハ又はニ」を「附則第十八条の二第四項第二号ニ又はホ」に改める。

附則第十八条の五第一項中「にあつては」を「には」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第二十三条第一項中「。次項において同じ」及び「。同項において同じ」を削り、「次項及び第三項第三号」を「次項第三号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同

条第五項第二号中「、平成二十一年天然ガス車基準」を「、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第五号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率率が平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「第三項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第四十八条第一項第一号イ		七千五百円	四千元
		八千五百円	四千五百円
		九千五百円	五千元
		一万三千八百円	七千元
		一万五千七百円	八千元
		一万七千九百円	九千元
		二万五百円	一万五百円
		二万三千六百円	一万二千元
		二万七千二百円	一万四千元
		四万七百元	二万五百円
第四十八条第一項第一号ロ		二万九千五百円	一万五千元
		三万四千五百円	一万七千五百円

第四十八條第一項第三号イ(2)													二万二千五百円		一万千五百円	
二万六千五百円													二万五千五百円		一万三千五百円	
二万九千円													二万九千円		一万四千五百円	
三万二千円													三万八千円		一万六千円	
三万八千円													四万四千円		二万二千円	
四万四千円													五万五百円		二万五千五百円	
五万七千円													六万四千円		二万八千五百円	
六万四千円													三万三千円		三万二千円	
三万三千円													四万九千円		二万四千五百円	
四万九千円													五万七千円		二万八千五百円	
五万七千円													六万五千五百円		三万三千円	
六万五千五百円													七万四千円		三万七千円	
七万四千円													八万三千円		四万五千五百円	
八万三千円													四千五百円		二千五百円	
四千五百円													六千円		三千円	
六千円													一万六千九百円		八千五百円	
一万六千九百円													一万九百円		五千五百円	
一万九百円													二万三千円		一万千五百円	
二万三千円													一万四千七百円		七千五百円	
一万四千七百円													四万八千円		二千五百円	
四万八千円													二万三千六百円		一万二千円	
二万三千六百円													二万七千六百円		一万四千円	
二万七千六百円													三万六千円		一万六千円	
三万六千円													四万八千円		二万五千五百円	
四万八千円													五万三千二百円		二万七千円	
五万三千二百円													六万二千二百円		三万千円	
六万二千二百円													七万四百円		三万五千五百円	
七万四百円																
第四十八條第一項第五号イ																
第四十八條第一項第五号ハ																

第四十八条第一項第五号ニ	八万八千八百円	四万四千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
第四十八条第二項第一号	九千円	四千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
第四十八条第二項第二号	一万千五百円	六千円
	三千七百円	千八百円
第四十八条第二項第二号	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第四十八条第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
第四十八条第二項第二号	八千円	四千円
	六千三百円	三千二百円

附則第二十三条第六項を同条第三項とし、同条第七項を削る。

附則第二十三条の二第一項中「においては」を「には」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間 平成二十八年年度分

附則第二十三条の二第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第二十七条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・三」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の二・三」を「百分の〇・五」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に改め、「第三十一条の四第一項第二号」とあるのは「附則第二十七条の規定により読み替えられた第三十一条の四第一項第二号」と、「」を削る。

(埼玉県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年埼玉県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条 埼玉県税条例第三十一条の四の改正規定及び同条例附則第二十七条の改正規定を削る。

附則第五項を次のように改める。

5 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

3 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年度分の自動車税について適用し、平成二十七年分までの自動車税については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の埼玉県税条例附則第二十三条の二第一項の規定により納税義務を免除される平成二十六年度分及び平成二十七年分分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付又は同条第三項の規定による充当については、なお従前の例による。